



岩内交通安全情報

岩内警察署交通課

R5.7.31



ルールを守って電動キックボードに乗りましょう

- 1 原則、車道左側端を通行し、信号を守らなければいけません（自転車道通行可）。
- 2 左折時は、後方の安全確認とウinkerでの合図を行い、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して、道路の左端に沿って曲がらなければいけません。右折については、どのような交差点でも「二段階右折」をしなければなりません。
- 3 道路標識等により、通行を禁止されている道路等を通行してはいけません。また、一時停止すべきとされている時は、停止線の直前（なければ交差点の直前）で一時停止しなければなりません。
- 4 歩行者が横断しようとしている時は、横断歩道の手前で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。
- 5 16歳未満の方は運転できません。
- 6 お酒を飲んだ時は絶対運転してはいけません。
- 7 スマートフォン等を通話したり、その画面を注視したりしながら運転してはいけません。

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、新たな交通ルールが適用され上記はその一例になります。その他の交通ルール等については警察庁ウェブサイトの特設ページをご確認下さい。



